

上智大学における講座（担当 毎日新聞記者 大治朋子）

1 「防衛庁リスト」報道、「自衛官募集に住基情報」報道の取材の経緯と社会的影響

- ・個人情報保護法案の廃案→罰則規定を追加した新法案→法の成立
- ・個人情報保護法に個人情報の「適正収集」を求める付帯決議

2 調査報道で遭遇するさまざまな「壁」

- ・専門家の壁
- ・違法性の壁
- ・会社の壁

3 調査報道のタイプ

- ・当局と協力して行うもの
- ・当局の見解に反して、あるいは当局そのものの不正を追及するもの

4 調査報道に必要なものは何か

- ・取材記者に必要なもの
- ・メディア（媒体）に必要なもの
- ・市民による市民のための調査  
大統領の陰謀 エリンプロコピッチ ロレンツォのオイル

5 これからの調査報道

- ・インターネット時代における調査報道

# 防衛庁が請求者リスト

## 情報公開

# 100人以上、身元調べ

## 職業や所属団体も

防衛庁が、情報公開法に基づき請求者100人以上の身元を独自に調べてリストにまとめ、幹部らの間で閲覧していることが27日、毎日新聞が入手した内部資料などで分かった。行政が得た情報を基に、法的根拠もなく個人情報リストを作り、利用することは、現行の「行政機関の保有する電算処理に係る個人情報保護法」に違反する疑いがある。今国会で審議中の「行政機関等個人情報保護法案」にも罰則規定がないことが問題になっており、行政が保有する個人情報扱いをめぐり、論議を呼びそうだ。(社会面に関連記事)

防衛庁幹部は「どんな人が請求し、開示資料がどう使われる可能性があるのかを知る目的で(リストの作成が)始まった」と聞いている。組織的に情報を収集・管理し、請求者の氏名だけでなく、職業や所属団体名などについて、法的根拠もなく個人情報ファイルを作成・管理したり、事務処理(データベース)にデータ入力され、目的で利用することは、

できないと定めている。同法を所管する総務省行政機関等個人情報保護室は「検索可能な形で体系的に登録されていれば、リストは『個人情報ファイル』にあたる。新たに情報を加えてリストを作成することは、一般的に言えば情報公開法に基づき事務処理とは考えられない」と指摘している。防衛庁情報公開室の倉内廉治室長の話、事実かどうか調査したい。

## 幹部ら閲覧

リストには、情報公開法が施行された昨年4月以降に防衛庁本庁や陸海、空各自衛隊に情報公開請求した100人以上の氏名、住所、計700件以上の請求内容などが記載されている。請求時に記入の必要がない職業も記されていた。

このリストには、請求件数の多い人物・団体順に並べ替えた別のリストも添付され、市民のグループ(マ元自(自衛官)ママスロミマ学校マ業者)などに分類。市民団体系や会社名に続き、「反か」と反発している。

## 基礎運動の象徴「反戦自衛官」など請求者の懸念

「反戦自衛官」など請求者の懸念にかかわる記載もあった。請求時に必要がない生年月日、請求者に対する追跡調査をうかがわせる住所転居先、女性請求者の旧姓なども載っていた。マシロミについては、所属グループ名の記載も。

リストに記載された複数の請求者は毎日新聞の取材に対し、「請求日や内容はリスト通りだが、職業や所属団体名などは記入していない」と話し、「思想信条調査ではない」と反発している。





# 「まるで思想調査」

## 防衛庁のリスト

### 「なぜ私が」と驚き

### 国民のための制度乱用

「官」による個人情報の「目的外利用」が発覚した。情報公開を請求した上で、知らない間に身元調査が行われ、「リスト」の中に入れられていた。防衛庁による情報公開請求者リストの存在は、行政の情報管理の危うさを改めて浮き彫りにした。国民全員に番号をつけてコンピュータで一元管理する住民基本台帳ネットワークシステムも8月から稼働する。ますます行政機関に集約される個人情報。国民がチェックできる態勢が求められている。

「はらわたが煮えくり」千のアトビー症がある」と返す思いです。リストに」とを記入して2次試験に記載された男子(18)の母親(49)は毎日新聞の取材に涙を隠さなかった。男子は高校3年生だった昨年、中国地方の自衛隊駐屯地で受検した。1次試験後の健康診断で右腕を取り下げた。実際の請求手続きは母

親が行っており、リストの記載は「受験者(アトビーで失格)の母」。母親は、「受験の際には一度もアトビーが不利になるなどの説明はなく、情報公開請求の際にはどちらからアトビーについて触れなかった。なのにリストに記載されているのですか……。きちんと説明

してほしい」と語った。東京都江市のフリーライター、井上勝さん(36)、防衛医科大病院(埼玉真所市)で90年(堀玉真所市)で90年に受けた手術で歯が生じた。98年に国を提訴した。情報公開請求により当時の医師に学会の認定医資格がないことを明らかにした。昨年12月の判決は勝訴だった。

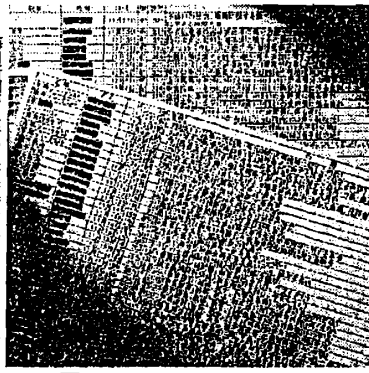
井上さんの側には「30代。医療過誤」。井上さんは「情報公開請求した際には年齢も、医療過誤の訴訟中であることも説明していない」と言う。元新宿区議の長谷川順

西誠・社会批評社代表は、リストで「反戦自衛官」。小西氏は「批判勢力を恐れる自衛隊ならではの話。何人も情報公開請求ができる」という法の趣旨を理解していない」と話した。

防衛庁によると、情報公開請求は本庁の窓口で受け付け、請求用紙の原本を受理順に書類ファイルに入れて管理し、ファイルは各自官隊の担当者によって閲覧できる。一方、防衛庁内では職員専用LAN(構内情報通信網)で、情報公開請求番号や内容、処理状況などの閲覧が可能。LANには請求者の氏名や住所は掲載されていない。

防衛庁情報公開室は、「ファイルとLAN情報をお互い合わせれば、請求者の名前も作成可能」と説明する。

開示決定がリストの内容に左右されては、現行の「行政機関の保有する個人情報に関する個人情報保護法」に違反する疑いがある。防衛庁は、目的外利用を例外的に認めたと法の9条2項を根拠に、「防衛・安全上必要」と主張するつもりだが、テロなどの破壊活動をした団体でもない限り、身元調査してのデータ保有を正当化することはできないだろう。



毎日新聞が入手した防衛庁作成のリストの一部

### 官に甘く民に厳しい情報保護

防衛庁が、情報公開請求者のリストをいわば「無断」でつくった。しかも、優先的に保護されるべきセンシティブ情報(思想信条、宗教、犯罪歴、病歴)などを加えていたことは、行政機関による個人情報利用には、さらに強い制約が必要であることを示している。現行の「行政機関の保

有する電算処理に係る個人情報保護法」(88年施行)や、現行法の全面改正を目指して今国会で審議中の「行政機関等個人情報保護法」には、センシティブ情報の収集を禁じる条文は盛り込まれていない。

さらに、今回のケースは、現行法で禁じられていた目的外利用などに違反する可能性があるが、

同法には罰則規定はなく、審議中の法案にも、罰則規定は設けられなかった。「行政機関による違法行為があり得ること」を前提とした規定を置くことには違和感がある。というのが政府側の説明だが、防衛庁のリストは「行政機関による違法行為があり得ること」を見事に教えている。

一方、民間分野を主に規制する個人情報保護法案は「利用目的による制限」「適正な取得」「正確性の確保」「安全性の確保」「透明性の確保」の五つの基本原則を報道を含むすべての分野に適用しているほか、民間業者に対して、広く罰則のある義務規定を課している。民間に厳しく「官」に甘いという個人情報保護法制への批判はより鋭く響いている。

「大治朋子」(12・13面に関連記事)

防衛庁は、目的外利用を例外的に認めたと法の9条2項を根拠に、「防衛・安全上必要」と主張するつもりだが、テロなどの破壊活動をした団体でもない限り、身元調査してのデータ保有を正当化することはできないだろう。

# 健康状態など「18歳リスト」

## 防衛庁 多くの自治体協力

防衛庁が自衛官などの募集に使うため、満18歳を迎える適齢者の情報を住民基本台帳から抽出して提供するよう、全国各地の自治体に37年間にわたって要請し、多数の自治体に応じたことが分かった。一部の自治体は、家庭環境が推測される情報を提供。また「健康状態」を「プライバシー」性の高い「センチティブ情報」の提供を取り決めた例もあった。総務省は「外部への提供は住民基本台帳法上の規定がなく、望ましくないと指摘。防衛庁は「住民基本台帳法で閲覧できる範囲は問題ないが、それ以外は適正しない」として、実態調査を繰り返している。

国会で審議中の「行政を交付している。一部の自治体は、住民基本台帳法上、認められない行政上の不透明な情報収集やセンチティブ情報の収集を禁止する規定はない」と論議を呼びました。

防衛庁は02年5月、都道府県を通じて各市町村に、自衛官募集の適齢者の情報を各地の自衛隊地方連絡部に提供するように要請した。多数の市町村が、住民基本台帳から適齢者を抽出し、住所や生年月日、性別などを提供している。提供を受けた防衛庁側は適齢者に募集案内のマイレフトメールを送付している。一部の自治体は、住民基本台帳法上、認められない行政上の不透明な情報収集やセンチティブ情報の収集を禁止する規定はない」と論議を呼びました。

防衛庁は02年5月、都道府県を通じて各市町村に、自衛官募集の適齢者の情報を各地の自衛隊地方連絡部に提供するように要請した。多数の市町村が、住民基本台帳から適齢者を抽出し、住所や生年月日、性別などを提供している。提供を受けた防衛庁側は適齢者に募集案内のマイレフトメールを送付している。一部の自治体は、住民基本台帳法上、認められない行政上の不透明な情報収集やセンチティブ情報の収集を禁止する規定はない」と論議を呼びました。

防衛庁は02年5月、都道府県を通じて各市町村に、自衛官募集の適齢者の情報を各地の自衛隊地方連絡部に提供するように要請した。多数の市町村が、住民基本台帳から適齢者を抽出し、住所や生年月日、性別などを提供している。提供を受けた防衛庁側は適齢者に募集案内のマイレフトメールを送付している。一部の自治体は、住民基本台帳法上、認められない行政上の不透明な情報収集やセンチティブ情報の収集を禁止する規定はない」と論議を呼びました。

防衛庁は02年5月、都道府県を通じて各市町村に、自衛官募集の適齢者の情報を各地の自衛隊地方連絡部に提供するように要請した。多数の市町村が、住民基本台帳から適齢者を抽出し、住所や生年月日、性別などを提供している。提供を受けた防衛庁側は適齢者に募集案内のマイレフトメールを送付している。一部の自治体は、住民基本台帳法上、認められない行政上の不透明な情報収集やセンチティブ情報の収集を禁止する規定はない」と論議を呼びました。

防衛庁は02年5月、都道府県を通じて各市町村に、自衛官募集の適齢者の情報を各地の自衛隊地方連絡部に提供するように要請した。多数の市町村が、住民基本台帳から適齢者を抽出し、住所や生年月日、性別などを提供している。提供を受けた防衛庁側は適齢者に募集案内のマイレフトメールを送付している。一部の自治体は、住民基本台帳法上、認められない行政上の不透明な情報収集やセンチティブ情報の収集を禁止する規定はない」と論議を呼びました。

防衛庁は02年5月、都道府県を通じて各市町村に、自衛官募集の適齢者の情報を各地の自衛隊地方連絡部に提供するように要請した。多数の市町村が、住民基本台帳から適齢者を抽出し、住所や生年月日、性別などを提供している。提供を受けた防衛庁側は適齢者に募集案内のマイレフトメールを送付している。一部の自治体は、住民基本台帳法上、認められない行政上の不透明な情報収集やセンチティブ情報の収集を禁止する規定はない」と論議を呼びました。

防衛庁は02年5月、都道府県を通じて各市町村に、自衛官募集の適齢者の情報を各地の自衛隊地方連絡部に提供するように要請した。多数の市町村が、住民基本台帳から適齢者を抽出し、住所や生年月日、性別などを提供している。提供を受けた防衛庁側は適齢者に募集案内のマイレフトメールを送付している。一部の自治体は、住民基本台帳法上、認められない行政上の不透明な情報収集やセンチティブ情報の収集を禁止する規定はない」と論議を呼びました。

防衛庁は02年5月、都道府県を通じて各市町村に、自衛官募集の適齢者の情報を各地の自衛隊地方連絡部に提供するように要請した。多数の市町村が、住民基本台帳から適齢者を抽出し、住所や生年月日、性別などを提供している。提供を受けた防衛庁側は適齢者に募集案内のマイレフトメールを送付している。一部の自治体は、住民基本台帳法上、認められない行政上の不透明な情報収集やセンチティブ情報の収集を禁止する規定はない」と論議を呼びました。

防衛庁は02年5月、都道府県を通じて各市町村に、自衛官募集の適齢者の情報を各地の自衛隊地方連絡部に提供するように要請した。多数の市町村が、住民基本台帳から適齢者を抽出し、住所や生年月日、性別などを提供している。提供を受けた防衛庁側は適齢者に募集案内のマイレフトメールを送付している。一部の自治体は、住民基本台帳法上、認められない行政上の不透明な情報収集やセンチティブ情報の収集を禁止する規定はない」と論議を呼びました。

「適齢者は住民基本台帳法1条に基づき氏名、生年月日、住所、性別の4情報を閲覧しているが、市町村によっては要請に応じて情報を提供してくれる場合があり、同法の範囲内と考えている」と説明。4情報以外の情報は「昨

防衛庁人事教育局は

防衛庁人事教育局は

防衛庁人事教育局は

防衛庁人事教育局は

防衛庁人事教育局は

防衛庁人事教育局は

防衛庁人事教育局は

防衛庁人事教育局は

防衛庁人事教育局は

法の趣旨に反する個人情報保護法や住民基本台帳法に詳しい堀部政男・中央大教授の話。市町村の職員は国に身内職職があり、安易に個人情報を提供しがた。住民基本台帳法は「提供」を認めておらず、法の趣旨に反する。4情報以外の収集も、算入処理された情報であれば、行政機関個人情報は、個人情報保護法4条の規定に抵触する恐れがある。8月には住民基本台帳法も本格稼働し、プライバシー問題がなしにすれば、国民の不信任は高まる。

年6月の全国地連部長会議で「受け取るのは4情報だけ」と口頭で指示した。しかし、その後の調査で、世帯主などの情報提供を受けているケースもあるようだ。健康情報

年6月の全国地連部長会議で「受け取るのは4情報だけ」と口頭で指示した。しかし、その後の調査で、世帯主などの情報提供を受けているケースもあるようだ。健康情報

年6月の全国地連部長会議で「受け取るのは4情報だけ」と口頭で指示した。しかし、その後の調査で、世帯主などの情報提供を受けているケースもあるようだ。健康情報

年6月の全国地連部長会議で「受け取るのは4情報だけ」と口頭で指示した。しかし、その後の調査で、世帯主などの情報提供を受けているケースもあるようだ。健康情報

年6月の全国地連部長会議で「受け取るのは4情報だけ」と口頭で指示した。しかし、その後の調査で、世帯主などの情報提供を受けているケースもあるようだ。健康情報

年6月の全国地連部長会議で「受け取るのは4情報だけ」と口頭で指示した。しかし、その後の調査で、世帯主などの情報提供を受けているケースもあるようだ。健康情報

# 自衛官募集に住基情報

### 住民基本台帳

「これは、住んでいるか、居住関係を証明するために、07年に発足した制度。市町村が管理しており、住所、氏名、生年月日、性別の4情報については住民基本台帳法1条に基づき原則として誰でも閲覧できる。他にも世帯主や国民健康保険の被保険者であるなどの有無などが記載されている。昨年8月には住民基本台帳をネットワークで結ぶ「住民基本台帳ネット」が稼働しており、個人情報漏えいの危険性も指摘されている。

「これは、住んでいるか、居住関係を証明するために、07年に発足した制度。市町村が管理しており、住所、氏名、生年月日、性別の4情報については住民基本台帳法1条に基づき原則として誰でも閲覧できる。他にも世帯主や国民健康保険の被保険者であるなどの有無などが記載されている。昨年8月には住民基本台帳をネットワークで結ぶ「住民基本台帳ネット」が稼働しており、個人情報漏えいの危険性も指摘されている。

「これは、住んでいるか、居住関係を証明するために、07年に発足した制度。市町村が管理しており、住所、氏名、生年月日、性別の4情報については住民基本台帳法1条に基づき原則として誰でも閲覧できる。他にも世帯主や国民健康保険の被保険者であるなどの有無などが記載されている。昨年8月には住民基本台帳をネットワークで結ぶ「住民基本台帳ネット」が稼働しており、個人情報漏えいの危険性も指摘されている。

「これは、住んでいるか、居住関係を証明するために、07年に発足した制度。市町村が管理しており、住所、氏名、生年月日、性別の4情報については住民基本台帳法1条に基づき原則として誰でも閲覧できる。他にも世帯主や国民健康保険の被保険者であるなどの有無などが記載されている。昨年8月には住民基本台帳をネットワークで結ぶ「住民基本台帳ネット」が稼働しており、個人情報漏えいの危険性も指摘されている。

「これは、住んでいるか、居住関係を証明するために、07年に発足した制度。市町村が管理しており、住所、氏名、生年月日、性別の4情報については住民基本台帳法1条に基づき原則として誰でも閲覧できる。他にも世帯主や国民健康保険の被保険者であるなどの有無などが記載されている。昨年8月には住民基本台帳をネットワークで結ぶ「住民基本台帳ネット」が稼働しており、個人情報漏えいの危険性も指摘されている。

「これは、住んでいるか、居住関係を証明するために、07年に発足した制度。市町村が管理しており、住所、氏名、生年月日、性別の4情報については住民基本台帳法1条に基づき原則として誰でも閲覧できる。他にも世帯主や国民健康保険の被保険者であるなどの有無などが記載されている。昨年8月には住民基本台帳をネットワークで結ぶ「住民基本台帳ネット」が稼働しており、個人情報漏えいの危険性も指摘されている。

「これは、住んでいるか、居住関係を証明するために、07年に発足した制度。市町村が管理しており、住所、氏名、生年月日、性別の4情報については住民基本台帳法1条に基づき原則として誰でも閲覧できる。他にも世帯主や国民健康保険の被保険者であるなどの有無などが記載されている。昨年8月には住民基本台帳をネットワークで結ぶ「住民基本台帳ネット」が稼働しており、個人情報漏えいの危険性も指摘されている。

「これは、住んでいるか、居住関係を証明するために、07年に発足した制度。市町村が管理しており、住所、氏名、生年月日、性別の4情報については住民基本台帳法1条に基づき原則として誰でも閲覧できる。他にも世帯主や国民健康保険の被保険者であるなどの有無などが記載されている。昨年8月には住民基本台帳をネットワークで結ぶ「住民基本台帳ネット」が稼働しており、個人情報漏えいの危険性も指摘されている。